

鹿児島県学校環境緑化・学校林等活動コンクール実施要領

1 趣旨

学校を中心とする緑化活動は、次の世代を担う青少年の緑化意識の高揚はもとより、県土緑化運動の推進のためにも、きわめて重要な意義をもつものである。よって、青少年の緑化活動及び学校における緑化教育を一層推進するため、鹿児島県学校環境緑化・学校林等活動コンクールを実施する。

2 主催及び後援

主催 鹿児島県，公益財団法人かごしまみどりの基金

後援 鹿児島県教育委員会

3 コンクールの種類

(1) 学校環境緑化の部

(2) 学校林等活動の部

4 応募の資格及び条件

(1) 学校環境緑化の部

小学校，中学校，高等学校，義務教育学校，中等教育学校，並びに特別支援学校で，児童・生徒等による計画的・組織的な環境緑化を進め，顕著な実績をあげるとともに，樹木等を活用して，児童・生徒の緑化教育の面でも教育効果がみられる学校。

(2) 学校林等活動の部

小学校，中学校，高等学校，義務教育学校，中等教育学校，並びに特別支援学校で，広く森林（当該林と学校とのかかわりについては，それが所有権によるものか使用・貸借契約によるものか等のいかんを問わない。以下「学校林等」という。）を計画的，組織的に活用して，児童・生徒の緑化に関する教育，森林体験学習等（高等学校における林学科のみの活動を除く。）に顕著な教育効果がみられる学校

5 申込

応募を希望する学校は，学校環境緑化実施状況調書（別記様式1）または学校林等活動状況調書（別記様式2）を，市町村立の小学校・中学校，義務教育学校，市立高等学校については当該市町村教育委員会教育長あてに，その他の学校等については当該地域内の地域振興局・支庁農林水産部林務水産課長，屋久島事務所農林普及課長に提出する。

6 推薦等の手続き

(1) 各市町村教育委員会は，応募のあった学校から提出された学校環境緑化実施状況調書又は学校林等活動状況調書を取りまとめるうえ，当該地域内の地域振興局・支庁農林水産部林務水産課長，屋久島事務所

農林普及課長に提出する。

- (2) 各地域振興局・支庁農林水産部林務水産課長及び屋久島事務所農林普及課長は、各教育事務所と連携を図り、地区審査を実施し、森づくり推進課長に提出する。

7 表彰の種類及び数

(1) 学校環境緑化の部

応募のあった学校の中から、概ね知事賞1点、優秀賞3点、優良賞6点とする。

(2) 学校林等活動の部

応募のあった学校の中から、概ね知事賞、優秀賞、優良賞各1点とする。

8 被表彰校の決定

知事は、6に基づき提出された候補校について、次の所属職員により公正な審査を行い被表彰校を決定する。

県森づくり推進課，森林技術総合センター，県教育庁義務教育課，保健体育課，高校教育課，（公財）かごしまみどりの基金

9 表彰の時期

- (1) 知事賞の表彰は、次年度に開催する「みどりの感謝祭」において行う。

- (2) 優秀賞，優良賞の表彰は，各地区植樹祭等において行う。

10 その他

知事は、応募のあった学校の中から、審査委員会の意見を聞き、全日本学校関係緑化コンクールに推薦することができる。

附則

この要領は、平成13年8月23日から施行する。

この要領は、平成14年7月22日から施行する。

この要領は、平成18年5月10日から施行する。

この要領は、平成19年5月10日から施行する。

この要領は、平成22年6月3日から施行する。

この要領は、平成27年5月7日から施行する。

この要領は、平成30年1月19日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和元年5月29日から施行する。